

契約約款の一部改正について

破産等による契約解除の場合の違約金の発生に対応するため、また、遅延利息の表記を改めるため、真岡市建設工事請負契約書及び建設関連業務委託契約書の一部を別紙のとおり改正しました。

平成29年4月1日以降に締結する契約に適用されます。

別紙

真岡市建設工事請負契約書約款 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第46条、第51条及び第54条において同じ。)</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第45条 略</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第46条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額</u>とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき理由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額</u>の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第47条 略</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第46条、第51条及び第54条において同じ。)</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第45条 略</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第46条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセントの割合で計算した額</u>とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき理由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセントの割合で計算した額</u>の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第47条 略</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること</p>

ができる。

(1)～(6) 略

(談合その他不正行為による解除)

第48条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)～(4) 略

(契約が解除された場合等の違約金)

第48条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第48条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

ができる。

(1)～(6) 略

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第48条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)～(4) 略

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(任意解除)

第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第48条又は第48条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 略

(受注者の解除権)

第50条 略

(解除に伴う措置)

第51条 略

2 略

3 第1項の場合において、～ 略 ～ この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条、第48条の2又は第48条の3第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第48条、第48条の2又は第48条の3第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第52条～第53条 略

(賠償金等の徴収)

第54条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

(任意解除)

第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第48条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 略

(受注者の解除権)

第50条 略

(解除に伴う措置)

第51条 略

2 略

3 第1項の場合において、～ 略 ～ この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第48条又は第48条の2の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第52条～第53条 略

(賠償金等の徴収)

第54条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで年2.8パーセントの割合で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

2 略

3 前項の追徴をする場合には、発注者は請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

2 略

3 前項の追徴をする場合には、発注者は請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで年 2.8 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

真岡市業務委託契約書約款 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(前払金)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略。</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第42条、第47条及び第50条において同じ。)</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第41条 略</p> <p>(履行遅延の場合における損害金等)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第38条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率</u>で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第38条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(前払金)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略。</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第42条、47条及び50条において同じ。)</u>で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第41条 略</p> <p>(履行遅延の場合における損害金等)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第38条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセントの割合</u>で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第38条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>2 受注者は前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>

(談合その他不正行為による解除)

第43条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) ～ (4) 略

(契約が解除された場合等の違約金)

第43条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第43条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(任意解除)

第44条 略

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第43条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) ～ (4) 略

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(任意解除)

第44条 略

(受注者の解除権)

第45条 略

(解除の効果)

第46条 略

(解除に伴う措置)

第47条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第43条の2又は第43条の3第2項の規定による解除にあつては、～略～その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、～略～この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第43条の2又は第43条の3第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～4 略

5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第43条、第43条の2又は第43条の3第2項によるときは受注者が負担し、第44条又は第45条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

6 略

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条、第43条の2又は第43条の3第2項によるときは発注者が定め、～略～

(受注者の解除権)

第45条 略

(解除の効果)

第46条 略

(解除に伴う措置)

第47条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条第1項又は第43条の2第1項の規定による解除にあつては、～略～その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、～略～この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条第1項又は第43条の2第1項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～4 略

5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第43条第1項又は第43条の2第1項によるときは受注者が負担し、第44条又は第45条によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

6 略

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条又は第43条の2によるときは発注者が定め、～略～

第48条～第49条 略

(賠償金の徴収)

第50条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

2 略

3 前項の追徴をする場合には、発注者は業務委託料と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

第48条～第49条 略

(賠償金の徴収)

第50条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年2.8パーセントの割合で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

2 略

3 前項の追徴をする場合には、発注者は業務委託料と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで年2.8パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。